

市営住宅入居請書

市営住宅の 名称	相模原市営 住宅 団地 棟 号
家賃	（ 年度における月額。ただし、次年度以降 円 の毎年度の家賃については、相模原市市営住宅条例 第16条の規定により算出した額を家賃とします。）
敷金	円（当初入居時の家賃の3ヶ月分）
特記事項	（借上げに係る市営住宅の場合） 私は、当該市営住宅の借上げ契約の終了日（令和 年3月 日） までに住宅を明渡します。

私は、市営住宅の入居に当たり、相模原市市営住宅条例その他の法令の定めるところに従い、その義務を誠実に履行することを誓います。

令和 年 月 日

入居者（名義人）氏名

印

次のとおり、緊急連絡先を届け出ます。

氏名	印		
住所又は勤務先の 名称及び所在地			
電話番号			
生年月日	入居者との 関係		

相模原市長 殿

（注意）緊急連絡先欄は、緊急連絡先となる者が自署又は記名・押印してください。

- （備考）1 緊急の際に、緊急連絡先にご記入いただいた方に連絡する場合があります。
2 緊急連絡先にご記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。

相模原市市営住宅条例その他の法令に定める主な内容

条例その他の法令に定める入居に関する主な内容は、次のとおりです。

- 1 入居者は、入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市営住宅同居承認申請書を市長に提出し、市長の承認を受けること。
- 2 入居者（入居者が死亡した場合は、同居者）は、入居者又は同居者に、出産、死亡又は転出による異動が生じたときは、市営住宅入居者世帯員異動届を市長に提出すること。
- 3 入居者は、公営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡しないこと。
- 4 次の号のいずれかに該当する場合は、入居者は、別に市長に申請し、市長の許可を得ること。
 - (1) 市営住宅の模様替え又は増築しようとするとき。
 - (2) 公営住宅の一部を住宅以外の用途に併用しようとするとき。
- 5 入居者の責めに帰すべき事由により公営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、市長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担すること。
- 6 次に掲げる費用は、使用者が負担すること。
 - (1) 畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え、その他市長が別に定める軽微な修繕に要する費用
 - (2) 給水栓、スイッチその他市長が別に定める附帯設備の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
 - (3) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
 - (4) 汚物及びごみの処理並びに浄化槽の清掃に要する費用
 - (5) 共同施設、エレベーター、給排水施設等の使用、維持及び運営に要する費用
- 7 入居者は、衛生上有害又は保安上危険な物を公営住宅に持ち込んではならないこと。
- 8 入居者は、公営住宅において、身体障害者補助犬及び鑑賞用魚類並びに市長が特に近隣者に迷惑をかけるおそれのないと認める動物以外の動物を飼育してはならないこと。
- 9 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。
- 10 入居者は、毎月末日までに、その月分の家賃を納付しなければならないこと。
- 11 入居者は、相模原市市営住宅条例で定める基準を超える収入があり、かつ、引き続き3年以上公営住宅を使用している場合、当該公営住宅を明け渡すよう努めること。
- 12 市長は、最近2年間引き続き政令で定める基準を超える高額の収入があり、かつ、入居者が引き続き5年以上公営住宅を使用している場合、当該入居者に対して、期限を定めて、これらの住宅の明渡しを請求することができること。
- 13 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、期限を定めて、住宅の明渡しを請求ができること。
 - (1) 不正な行為により入居したとき。
 - (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
 - (3) 公営住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。
 - (4) 正当な理由がなく15日以上公営住宅を使用しないとき。
 - (5) 公営住宅の借上げ期間が満了するとき。
 - (6) 暴力団員であることが判明したとき（同居する者が該当する場合を含む）。
 - (7) 前号に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- 14 前項の規定により明渡しの請求を受けた入居者は、市長が定めた期間までに、当該公営住宅を明け渡さなければならないこと。
- 15 市長は、第13項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払いを受けた家賃との差額に法定利率の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の金銭を徴収することができること。
- 16 市長は、第13項第2号から第4号まで、第6号及び第7号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができること。
- 17 入居者は、住宅を明け渡そうとするときは、明け渡そうとする日の7日前までに明渡届を市長に提出すること。この場合、模様替え又は増築部分は、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うこと。